

第十九回国 参議院内閣委員会會議録第二十一号

昭和二十九年四月十五日(木曜日)午後一時三十六分開会

委員の異動

本日委員重政清徳君辭任につき、その補欠として白波瀬米吉君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小酒井義男君

理事 竹下 豊次君

委員 白波瀬米吉君

長島 銀藏君

井野 碩哉君

矢嶋 三義君

吉田 法晴君

八木 幸吉君

政府委員

行政管理庁次長 大野木克彦君

行政管理庁 管理部長 岡部 史郎君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君

会専門員 藤田 友作君

会専門員 藤田 友作君

説明員

農林大臣官 房文書課長 武田 誠三君

○行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(小酒井義男君) それではこれより内閣委員会を開会いたします。行政機関職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。農林省の定員増減につき農林当局より説明を受けます。武田文書課長。

○説明員(武田誠三君) 農林省関係の定員の一部改正につきまして御説明を申し上げます。農林省の現定員は七万七千三百六十七名、お手許にお配りいたしております表の一番上のところの一番左の欄であります。七万七千三百六十七名でございますが、これを今度の改正によりまして五千九百八十三名減員をいたしまして、改正法によりまして改正定員は七万一千三百八十四名といたすことに相成るわけでございます。この内外局別の数字はその欄にございまして、農林本省といたしまして二千四百六十六名減じまして二万三千七百四十二名、更に内訳をいたしまして内閣事務局の係が二百六十六名減の二千三百七十五名、附属機関が三百八十名減の七千六百八十七名、地方支分部局これは統計調査部が中心であります。千四百名減の一萬三千六百八十名といたすことに相成ります。それから外局といたしまして食糧庁が二千五百九十八名減じまして二万五千四百三十八名、これは食糧庁本庁と食糧事務所とを合計したものでございます。それから林野庁が千二百六十六名減じまして二万八千三百四十四名、これは同様に林野本庁と営林局の合計でございます。それから水産庁は七十三名減じま

して、千三百七十名という形になるわけでございます。これを更に各局別に細かく内訳いたしましたものがその以下のところにあるわけでございます。これは大体御覧頂ければおわかりになると思いますが、改正後の定員に對しまして、三番目の欄にございまして、差し引増減がございまして、それに対して現在実員がその次の欄に掲げてある数字でございまして、その間に括弧書きにいたしておりますのが今度の特別待命によりまして待命を認めた人員でございます。で誠に恐縮でございますが、一番初めの大官房のところの現在実員四百九十七名、その下に括弧書きが落ちておるのではありませんが、括弧で二十二名でございまして、二十二名の特別待命者を認めておるわけでございまして、ずつと各局を通じて、全体の待命者総数でございますが、これが一番おしまいから二枚目のところにプリントいたしてございまして、待命者の総数は二千八百九十七名といたすことに相成っております。そのうち男女別はここにございまして、男で九百九十五名、女子で九百八十二名、以下勤続年数、或いは年齢別によりまして、このような内訳になるわけでございまして、これは二十九年度におきまして整理人数です。これが農林省では三千五百三十二名といたすことに相成っております。そのうち約二千九百名の者が特別待命によりまして整理になるという形でございます。特別待命の関係は大

おるのでございます。農林省の今回の定員の整理でございますが、全体といたしまして今度の整理によりまして率は七%をやや上廻つた数字に相成るのでございまして、そのうちこれを各局別に見ますとここにパーセントをちよつと出しておかなかつたので申訳ないのではありませんが、一番整理の率の高いのは統計調査部でございます。これの二枚目のところをお開き頂きますと、真中よりちよつと上のところに統計調査部というのがございまして、現在の、これは農林本省に属する部であります。定員が四百七十四名、それに対して新定員は四百五十五名で六十九名の整理でございます。それからなお、統計調査部には先ほど申し上げましたように、統計調査事務所というものが全国で四十九カ所あるわけでございまして、この分が前から四枚目になります。が、その一番下の本省地方支分部局というところに、統計調査事務所というのがございまして、これが一万二千二百五十一名の現在定員に對しまして千九百九十九名の整理で、残定員が一万一千五十二名であります。この本省と統計事務所、地方支分部局の分を加えますと、現在の定員が一萬二千七百二十五名に統計調査部では相成ります。それに対して整理総数が一千二百六十八名で九・九%ほどの率になるわけでございまして、それからその次に高いのは食糧庁でございますが、食糧庁の現在の総定員は二万八千三十六名でございまして、そのうち整理いたします人員

が二千五百九十八名で、これが約九・二%ほどの整理率に相成るのでございます。それからそれ以外の各局につきましては、おおむね七%乃至六%くらいの見当の整理に相成るわけでございまして、統計調査部並びに食糧庁は、御承知のように地方に多くの支分部局として、食糧事務所乃至統計調査事務所を持つておりまして人員は非常に多いわけでございまして、これらにつきま

の整理関係は、御承知のように常にいろいろの問題が出るわけでございまして、今回の整理につきましては、途中の経過におきましてはいろいろと行政管理局御当局のほうとも御相談いたしたわけでございまして、その結果大体こういう数字に落ち着いたわけでございまして、これらの整理によりまして、現在の食糧事務所乃至統計調査事務所における仕事が非常に支障を来たすのではないかといたしましては、私どもも十分原局とも検討を頂きます。先ず現状程度の仕事ならば何とかやつて行けるであろうという判断の下にこういう整理に相成つたわけでございまして、なお今回の人員整理、定員法に直接関係はないのでございまして、このほかに只今衆議院のほうに提案をいたしております競馬関係の問題といたしまして、現在の国営競馬を民営に移すという問題があるわけでございまして、この点につきましては、別途競馬関係のほうといたしまして、現在競馬部で五百二十名の定員がございまして、そのうち四百六十五名を競馬協会のほうに

移すということによりまして、五十五名を確定員として残して行きたい、こういう考え方もいたしております。農林省関係の概略は以上申し上げた通りでございます。

なお農林省には御承知のように試験研究機関が非常に多いのでござます。これらにつきましても、できるだけ現在の試験研究というものが、農林行政上非常に重要な地位を占めておりますので、これらの整理につきましても、特段の考慮を私どもとしても払いたしまして、できるだけ整理も少くいたし、又現実に行なつております試験研究に特段の支障を来さないように設備の拡充を図るとかいろ／＼な方法によりまして整理のほうも考えましたし、同時にそういう施設を改善強化して行くということを従来からもやつて来ておりますので、試験研究方面には特段の支障は及ばないものというふうに考えておるわけでござます。

それから今回の整理と別に増員の関係がござます。これはこの中にも出ております林野庁の関係でござます。御承知のように保安林の整備を緊急にいたして参らなければならぬというところで、只今衆議院の農林委員会が保安林整備に關します法案の御審議を頂いておりますが、これらの事務を支援なく行なつて参りますために林野庁といたしまして百名の定員増を行なつております。で、それが林野庁の本庁といたしましては業務部の業務課で三名の増員、営林局におきまして二十七名の増員、更に営林署におきまして七十名の増員、合計百名の増員を予定しているわけでござます。それから水産庁でありますが、新

らしく漁業調査船東光丸が竣工いたしましたので、これに乘組みます乗組員十六名を新たに増加をいたしました。以上百十六名というものが農林省として新たに増員になった分でございます。農林関係の概略の御説明を以上で終りたいと思ひます。

○八木幸吉君 競馬は民営になるのである。

○説明員(武田誠三君) これは今衆議院の農林委員会御審議を頂いておられますが、現在の国営競馬を日本中央競馬協会というものに移して民営にしたい。国営競馬に關する限りにおいてでございます。

○八木幸吉君 競馬事務所の定員は四百四名のままでござます。これはゼロになるべき性質のものではないでしようか。

○説明員(武田誠三君) これは御承知のように、国営競馬の民営移管につきましても、只今まで畜産当局で關係方面とも御折衝をいたしておつたわけでございます。で、本年度民営移管になるか、或いは来年度になりましか、その時期がこの定員法の改正を行なう管理庁御当局で立案されますまでにきまりませんので、それだけ別途はずして本年度或いは来年度中には是非民営移管を実現いたしたいということで検討いたして参つたわけでござます。極く最近に至りまして本年度中に大体やれるだろうという見込がつかまつたので、つい先日提案をいたしましてそちらのほうで競馬事務所の分四百四名を民営に移すということにいたしましたのでござます。

○八木幸吉君 若しその競馬民営の法律が国会中に通過すれば、これだけはやつぱり修正議決ということになりますか。

○説明員(武田誠三君) 競馬法の附則で定員法の改正につきましても、その条文を一条入れてござます。従いましてそちらが通過いたしますればこの農林省の定員の七万一千三百八十四名から四百六十五名を減したものが新しい定員として成立するわけでござます。

○八木幸吉君 それから資料の問題ですが、特別待命者の希望者がわかつておりましたら、承認者の数の中へお入れ下すつたのを次回でも結構ですからお出しを願ひたいと思ひます。今すぐおわかりになりますか。つまり希望して承認しなかつた数。

○説明員(武田誠三君) 希望がござました総数は二千九百八十八名でござます。その後申出られた方がみずから又辞退されたり何かいたしまして、結局先ほど申上げた二千八百余りの数字になります。

○八木幸吉君 これは農林省だけに別に限つた問題じやありません。むしろ行政管理局のほうに伺つたほうがいいのかも知れませんが、待命の希望を申出た途中の段階で抑えたというふうな風説が新聞に出ておりましたか、そういうことはございせんか。何かお耳に入つたことがあれば承わつておきたい。

○政府委員(岡部史郎君) 御承知の通り特別待命は十一月一日から実施いたしましたわけでありまして、その趣旨をいたしましてはどきども各省の公務に支障がない範囲内におきまして、将来の行政整理の前渡しとしてこれを承認するんだという建前になつておつたわけでありまして、従いまして政府側としては特別待命者の数に全然枠をはめるといふこともいたしませんでしたし、これを承認するかどうかということも全く各省に一任したわけでございますので、各省の業務の運営の状況を見てこれを承認するかどうかを各省に任せた。こういうわけでござまして、ところがたまた／＼この特別待命が実施する時期が暮及び正月にかけて行われるということになりましたので、各省といたしましては業務の繁忙という関係からすなわち公務に支障があるという面におきましてももう少し待つてくれんかというふうな事情もございまして、それから最初この特別待命期間が十一月一日から十二月一杯だつたというふうな関係もありまして今すぐ特別待命を発令することは困るんだというふうな事情も各省の人事当局から行政管理局のほうに申入れもあつた。そういうふうな事情がございまして、そういうことでこの特別待命承認期間を更に一月一杯延期する措置を講じたのであります。で、そういうふうな理由のいきさつがございまして、特別待命期間を最初特別待命の承認を申出たのを今公務の都合上ちよつと待つてもらいたいとか或いはもう少し見送りたいとかいうようなことは事実問題としてあつたらうと思ふのであります。決して全般的にこれを抑えたとか、悪い意味において抑えたというふうなことは私はないのだからと思ふのであります。その当時むしろ或いは三〇％というふうな枠をはめて強制的にこれをやつたのじやないかというふうなお尋ねがほろ／＼あつたのであります。が、そういうふうなことは政府当局として

全然考えていないというふうなことを申し上げたことがござます。そういうふうないろ／＼ないきさつがあつたと思つております。

○八木幸吉君 特別待命の申出方法ですね。例えば課長を通じてだん／＼上司に行くというふうなればちよつと課長の手前自分はやめたいんだけど工合が悪いというふうなことは随分民間会社なんかではあることなんです。実際の数字の大体をそこであれでみようと云ふやうなやり方であれば、或いは必親展で人事課長に言ふとか或いはもつと局長に言ふとかいつたやうな方法も民間のやうな場合ならば考え得るわけなんですけれども、どういふふうにおやりになつたでしようか。

○政府委員(岡部史郎君) これは各省いろ／＼の事情によつてまち／＼であると思ひますが、大体特別待命の閣議決定がありまして、それに基づいて人事院規則が出る、それを実施するために各省の人事部長から各原局へ流し、そしてそれに基いてその条件に合うやうなものに申出でさせたいというやうに聞いていたわけでありまして、その実施方法といたしまして、これを申出でます場合におきましては書面によつて申出でるといふやうなことも人事院規則で相成つておりますので、書面によつて各人事部長を通じてお申出でさせたいものと承知してござます。もとより各省の組織いろ／＼でございまして、中央に属する分におきましては当該人事課に申出でる場合もございまして、地方の部局におきましてはそれ／＼部長を通じて中央に申出でる。或いは極く下のほうにおき

ましては地方の部局にこれを委任しておるといふような場合もあると承わっております。

○白波瀬米吉君 ちよつとお伺いしますが、何ですか、この定員外に臨時というのか何というのか、そういう人員が相当あるのじやないですか、もう定員だけですか。

○政府委員(岡部史郎君) 定員法に載っております定員以外に公務員があるかと各省を通じてお尋ねでございしますならば、各省を通じてそういう種類の職員が現在相当数いるという事は申し上げなければならぬと思ひます。で定員法に載つてゐる以外にどういふ職員があるかと申しますと、一般職の中にはいわゆる常勤事務者、これが約二万五千人おります。それからそのほかに非常勤職員と申しますものが、これも資料で差上げたかと思ひますが、これは非常に広い意味の職員でありまして、農林省の食糧調査員とか統計調査員とかいふような町村の末端におります非常勤の職員、或いは各省の委員とか参事とかいふようなものもあるわけでありまして、昔の囑託に該当するようなものであります。そういうようなものを全部ひくるとして約四十四万人いるという形に相成つております。それからこの休職者、病氣その他の理由によりまして休職者というものがやはり定員法外の職員になつております。これが現在約一万一千人いるはでございします。こんなのが定員法から外れている職員でございします。

○白波瀬米吉君 その何ですか、定員法に外れたのは、そのいゝゆる給料と申しますか、待遇の費用は予算の上

ではどういふふうに計上されておりますか。

○政府委員(岡部史郎君) これらの職員につきましては予算の上では、休職者につきましては休職給が計上されております。それから常勤事務者につきましても、常勤事務者給与という項で計上されておるわけでありまして、それから非常勤職員につきましては、それは種々雑多であります。いろいろ手当の形式で予算上に計上されてあるわけでございます。

○白波瀬米吉君 そういうことになる、だん／＼定員をこゝういふふうに減して行つても、結局その面での総数というものは絶対減らないということになるのですか。

○政府委員(岡部史郎君) 定員法から定員を整理いたしましたものが全部が定員法以外の職員に逃げるというやうな場合におきましてはお尋ねのやうなことがあるわけでありまして、そういうやうなことがあるわけでありまして、極めて面白くないことではあります。実際におきまして定員法から落ちたものでこれらの今言つた休職者の中に入らないことは事実であります。常勤事務者の中に皆逃げて行くかといふと、必ずしもそうではないわけでありまして、常勤労働者といふのはこれは予算の統制がついておりますが、大体ここ数年の経過に徴しまして、この常勤労働者という制度が認められましたのは昭和二十五年からであります。予算上に常勤労働者給与というものが認められましたのは昭和二十七年の予算からでありまして、大体三万前後の数字を持つておるわけでありまして、決してこれは著しくふえておりません。それは毎年

予算で統制しておりますからこれで著しくふえたといふことはなからうと思つておられます。それから非常勤職員に至りましては、これはいろいろ業務の実態によりましていろいろな面があると思つております。かなり率直に申しますと、年間働いておるやうな形のものもあるかと思つております。又一年間に八百円、千二百円という程度の僅かな手当をもらつておる非常勤職員も多いのでございまして、非常勤職員の実態といふものは実は把握の困難な一つの種類に属するものであります。が、これらのものの中に、実はいゝゆるそれを以て生活を維持して行くやうな職員が、而も普通の定員法の職員がこの中に多数皆もくり込んで来るといふことも考えられないわけでありまして、お尋ねのやうなことが全然ないとは言ひ切れないと思つております。が、そうそれらのほうに皆もくり込んで行つてしまふといふやうなことになるつておるとは考へておりません。

○矢嶋三義君 議事進行。白波瀬委員から折角御質問の展開中でありまして、これは本委員会の運営からいって、一般質問に属すると思つて、まず一般質問に属すると思つて、まず一般質問のときに必ず出て来るのじやないかと思つて、それで今まで各省の説明を承つたわけですが、従来に準じて何う点だけを伺つて、そしてそれで尽きたならば八木委員の提案の本日の議題になつておる私企業関係の審議したら如何かと思つて、如何でしようか。

○委員(小酒井義男君) 白波瀬さん如何ですか。

○白波瀬米吉君 もう一、二点ちよつと聞きたいだけです。今に關連して

聞きたいだけです。開連した問題で、簡単にございしますね。

○白波瀬米吉君 簡単にございします。そうすると、そういうのは誰の権限において雇用を決定するのですか。

○政府委員(岡部史郎君) 各任命権者と申しまして、各省の大臣が任命権者になつておられますが、これは非常勤の職員殊に事業に携わる、事業費から出しておるやうな手当、給与をもらつておるといふやうな非常勤の職員につきましては、その任命権はそれ／＼現場の長に委任してありますから、實際問題といたしましてはそれ／＼現場の部長が任命しておると存じております。

○白波瀬米吉君 三カ年ほどの定員外の雇用人員の表を一つお願いしたいと思ひます。

○政府委員(岡部史郎君) 承知いたしました。八木幸吉君 今非常勤職員の表を頂いたやうなお話がありましたが、まだ頂いておらぬように思つたのですが、それから今白波瀬委員から……

○政府委員(岡部史郎君) 八木委員からお尋ねがございましたが、非常勤職員のことにつきましては、この前八木委員からお尋ねがございましたが、お手許に届いておりませんけれどもお手許に提出いたします。

○八木幸吉君 今の白波瀬委員からの三カ年の表に、常勤労働者の給与もわかれば合せて、全体でよろしうございしますからどうぞ一つお付け加えをお願いしたいと思います。

○委員(小酒井義男君) それではそれ要求のありました資料を次回質問の際までに一つ御提出をお願いします。それでは以上をもちまして行政機関職員定員法の一部を改正する法律案についての各省別の説明を終ることいたします。

疑の際までに一つ御提出をお願いします。それでは以上をもちまして行政機関職員定員法の一部を改正する法律案についての各省別の説明を終ることいたします。

○委員(小酒井義男君) 次に公報に掲載しておきました國務大臣等の私企業等への関与の制限に関する法律案につきましては、本日緒方副総理が出席をせられる予定でありましたところが、明日に変更をするやうにという申入れがありましたので、これは明日の議題にすることといたします。

○矢嶋三義君 副総理は今日は都合が悪くてお出になれない、従つて明日出席ということは了承しますが、資料は出たのでございしますか。

○委員(小酒井義男君) 出席までには資料も出すといふふうには私のほうへは話を聞いておりますが、まだ出ておりません。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(小酒井義男君) 速記を始めさせていただきます。それでは本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後二時十七分散会

昭和二十九年四月二十八日印刷

昭和二十九年四月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局